

令和7年4月17日

市政記者クラブ様

スポーツ市民局総務課

担当：臼井（972-4401）

スポーツ市民局市民生活部市政情報課

担当：小林（972-3151）

職員による違法行為について

スポーツ市民局において、下記のとおり、職員による違法行為がありましたので、ご報告いたします。今後このようなことがないよう、再発防止策に取り組んでまいります。

記

1 事案

- ・スポーツ市民局市民生活部市政情報室長が、情報公開請求等していた方（以下「Aさん」といいます。）の氏名をインターネットで検索したところ、同姓同名の方の情報を見つけました。
- ・令和6年1月頃、市政情報室長は、Aさんと同一の勤務先と思われる方が構成員となっている会合に出席している同部消費生活課長に対して、Aさんの氏名を伝え、Aさんについて確認してもらえないかとの依頼をしました。
- ・依頼を受けた消費生活課長は、Aさんが名古屋にいるのか、どういう人なのか、同一の勤務先と思われるBさんに確認をしました。
- ・Aさんから、令和6年3月に、スポーツ市民局に対して苦情申立てがあり発覚しました。

2 対応

- ・市政情報室長が、消費生活課長に対して、AさんについてBさんに確認してほしいと職務上知り得たAさんの氏名を伝えた行為は、個人情報の保護に関する法律第67条及び第69条第1項並びに地方公務員法第34条第1項に抵触すると認められます。
- ・消費生活課長が、Bさんに対して、Aさんの氏名を伝え、そこで得た情報を市政情報室長に伝えた行為は、個人情報の保護に関する法律第64条及び第67条並びに地方公務員法第34条第1項に抵触するものと認められます。
- ・これらのことから、当時の市政情報室長及び消費生活課長に対して令和6年12月27日付けで所属長嚴重注意を行いました。

- ・また、Aさんに対して、対応及び再発防止策を説明するとともに、謝罪しました。

3 再発防止策

本件事案を踏まえ、市政情報課及び消費生活課の職員に対して、個人情報保護の趣旨、関係法令等の内容を周知しました。また、市政情報課が実施している各局室区職員を対象とした研修において、同様の周知を行います。これらのことにより、各職員が関係法令等に基づき個人情報を適切に取り扱うよう徹底してまいります。